

投稿規定

1. 定款施行細則第 28 条に定める投稿規定は、次の通りとする。

2. 投稿資格

投稿者は、筆頭著者が本学会員（施設会員可）であることが必要である。但し、本学会から寄稿を依頼した場合は、この限りではない。

3. 論文内容

(1) 投稿論文は、腎臓リハビリテーションに関する原著・総説・症例報告・Letters to the Editor など、未発表で他誌に投稿予定のないものとする。

(2) 原稿作成上の留意点

- ・ヒトを対象とした研究は「ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）」「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以後の改訂を含む）（文部科学省・厚生労働省）」に、また動物実験は「大学における動物実験の実施に関する基本的な考え方について（日本学術審議会）」およびこれらに準ずる指針の規定を遵守する。特にヒトを対象とする研究においては、患者等の人権を配慮し匿名性を十分守ったうえで、所属施設・機関等の倫理委員会・治験審査委員会等の承認を得て、論文中に研究課題名と承認番号を記載する。
- ・症例報告においても個人情報に配慮し、原則として論文投稿について患者または保護者（代諾者）の同意を得たことを論文中に記載する。
- ・ヒトゲノムに関する研究について、各施設あるいは関係省庁等から出された倫理規定に則って行われた旨、ならびに研究課題名と承認番号を論文中に明記する。
- ・腎移植を扱った投稿論文では、著者は当該論文中で報告される腎移植が「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言（以後の改訂を含む）」に従って実施されたことを確認し、論文中に「研究はイスタンブール宣言に従った」と明記しなければならない。
- ・内容が動物実験である場合は、2006 年の日本学術会議による「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に基づいて行う。

4. 投稿様式

- (1) 投稿論文は、日本腎臓リハビリテーション学会ホームページよりオンライン投稿査読システムを使用して投稿する。
- (2) 投稿論文には、400 字以内の和文抄録と 250 語以内の英文抄録を付し、英文抄録には英文の題名、ローマ字の著者名および英文で所属名を記載する。
- (3) 共著者がいる場合には、全共著者から共著者承諾を得る。

5. 投稿論文の書き方

- (1) 投稿論文は、原著論文 12,000 文字以内、総説 24,000 文字以内、症例報告 6,000 文字以内とする。図表は、一枚を 400 文字分とする。Letters to the editor は、掲載論文に関する意見・質問 900 文字以内、回答 1,200 文字以内、図表は 1 個以内とする。原著論文は、原則として緒言、方法、

結果、考察、結語という構成でまとめる。

- (2) 論文は、Microsoft/Mac word（文章）、Power Point（図）等で作成し、A4判用紙を縦長に使用し、横書とする。原稿は1行40文字、30行程度で記載し、ページ番号と行番号（連続番号）を記入する。楷書・平仮名・新仮名使い・常用漢字を用い句読点を正確につける。英文・数字は半角を使用する。
- (3) 医学用語は、「日本医学会 医学用語辞典」に準拠する。
- (4) 論文の表紙には、論文の種別（原著論文、総説、症例報告など）、表題（和文・英文）、キーワード5語以内、著者名、所属機関名、図表を除いた論文の頁数、図表の数、邦語20字以内のrunning title、責任著者氏名・連絡先（住所・電話番号・FAX番号・E-mail address）を記載する。
- (5) 第2頁目には、400字以内の和文抄録、第3頁目には、250語以内の英文抄録、5語以内で英文のキーワードを記入する。抄録（abstract）は、研究背景（Background）、目的（Purpose）、方法（Method）、結果（Result）、結論（Conclusion）で見出しを立てて構造化することを必須とする。原著以外の論文は形式自由とする。第4頁目以後は、連続して頁数を記入し、本文を記載する。
- (6) 文献・表・図の説明文は、本文最終頁に続き各々異なる項目別に記載する。
- (7) 略語を用いる時は、最初に全語句を記載して（ ）内に略語を記入し、以下は略語を用いる。
例：Aerobic threshold（AT）
- (8) 写真は、JPEG、TIFF、EPSファイル形式などで、画像は仕上がり寸法で解像度350ppi以上、図は、Power Point等、表は、WordまたはExcel等で作成し図表番号をつける。図、表の挿入箇所は、本文原稿に番号を朱記して指示する。
- (9) 編集委員会では、学会誌としての統一上、術語・記号・図表の体裁を変更する場合がある。
- (10) 総説で既発表の図表を用いるときは、出典名を記入し、且つ著者および出版社の了解を得ることが望ましい。
- (11) 外国の国名・人名・地名・薬品名は、原語のままを用いる。数量は、C. G. S.単位を用いる。
- (12) 文献数は原則として30以内とし、本文の引用箇所に順次番号を付し、本文の末尾に一括して次の形式に従い引用順に記載する。但し、総説の文献数はこの限りではない。Letters to the editorでは文献数5以内とする。
 - ① 書籍は、著者名（全員）、論文名、編者名、書籍名、所在地：出版社名、発行年（西暦）：頁（初頁－終頁）の順に記載する。
例1) 伊藤貞嘉. 腎臓の構造. 上月正博編, 腎臓リハビリテーション第2版, 東京：医歯薬出版, 2018：34-37.
例2) Glasscock RJ, Denic A and Rule AD. The Physiology and pathophysiology of the kidney in aging. In: Brenner and Rector's The kidney 11th Edition. Elsevier, 2020：710-730.
 - ② 雑誌は、著者名（全員）、論文名、雑誌名、発行年（西暦）：巻数：頁（初頁－終頁）の順に記載する。
例1) 上月正博. 腎臓リハビリテーション. 定義、背景と最近の話題. 日本腎臓学会誌. 2020；62（7）：717-722.
例2) Oguchi H, Tsujita M, Yazawa M, Kawaguchi T, Hoshino J, Kohzuki M, Ito O, Yamagata K, Shibagaki Y, Sofue T. The efficacy of exercise training in kidney transplant recipients: a meta-analysis and systematic review. Clin Exp Nephrol. 2019；23（2）：275-284.
- (13) 特別な試薬・機械などについては、入手先の会社名か研究所名・地名・国名を記載する。
- (14) 採択された論文は、学会員に対してweb上に公開されるため、個人情報の保護に関して十分な配慮を行う。

患者プライバシー保護に考慮し下記の事項は記載しないこととする。

患者氏名・患者イニシャル・患者 ID・患者住所（都道府県まで可とする）・特定の月日（月日の表示は、「○月初旬」「入院後○日目」とする）。顔写真は本人と特定できないようにする（顔全体像を掲載する場合は、目隠しあるいは、必要最小限の範囲に留める。個人の特定できる写真を掲載する場合は、患者本人または保護者（代諾者）の承諾書を提出すること）。なお、症例報告では患者本人または保護者の承諾を得ることが望ましい。

- (15) 臨床研究（介入・観察）に関する論文には倫理委員会承認番号を記載する。
- (16) 動物実験に関する論文には、動物実験委員会（またはそれに相当する委員会）の承認番号を記載する。
- (17) 2015 年 1 月 1 日以降、臨床研究（介入）に関する論文は、公的な臨床試験登録機関への登録番号を記載する。

登録に関する詳細は、医学雑誌編集者国際委員会（ICM の http://www.icmje.org/#clin_trials、
ならびに臨床試験登録機関例：<http://www.clinicaltrials.gov/>（臨床試験）、<http://www.umin.ac.jp/ctr>（UMIN 臨床試験登録）を参照すること。

6. 掲載料

- (1) 原則、論文の掲載費用は無料とする。図表は原則として白黒にて掲載する。治験論文などの特別掲載、カラーでの図表掲載を希望する場合などは、著者の実費負担とする。
- (2) カラー写真印刷代は、著者の実費負担とし、発行時に出版社へ直接支払うが、編集委員会から依頼した原稿はこの限りではない。

7. 原稿の採択および校閲

- (1) 投稿論文の採否は、査読の後、編集委員会で決定する。
- (2) 査読終了後の再投稿は、6 カ月以内とする。それ以後は、新規論文として扱うものとする。
- (3) 校正は、初校のみ投稿者及び寄稿者に依頼するが、再校以後は編集委員会で行うものとする。校正は、字句の訂正に止める。印刷ミス以外に初校で大幅な訂正が生じた場合、あるいは印刷途中で論文に追加または挿入などが生じた場合は、掲載予定を変更し組み替え費用を申し受けるものとする。
- (4) 正誤表は、刷上り論文が初校と異なる場合のみ無料とする。それ以外は、投稿者の実費負担とする。
- (5) 寄稿論文は、編集委員会から依頼する。

8. 著作権および著作者の人格権

- (1) 論文の内容については、著者が責任を負う。
- (2) 共同研究の論文の場合は、著作権法第 64 条第 3 項の規定を適用し、共同著作物（論文）の著作者の人格権を代表して行使される 1 名を選び、原稿論文の氏名の右上肩に“○”印を付ける。編集委員会は、この著者を論文内容、その他についての実質的な代表責任者とみなす。
- (3) 論文が受理された場合は、その著作権を本学会に委譲しなければならない

9. 利益相反の開示

著者（共同著者を含む）は投稿論文の研究について利益相反状況を開示しなくてはならない。

利益相反のある場合の開示すべき項目（著者全員の開示が必要）

- (1) 産学連携活動に係る受入額が、1 企業あたり年間 200 万円以上（所属機関からの間接経費が差し

引かれる前の金額)の場合

- (2) コンサルタント, 指導, 講演, 給与としての個人収益が, 1 企業あたり年間 100 万円以上 (税金や源泉徴収額を引く前の金額) の場合
- (3) 産学連携活動に係る個人収益 (公開・未公開を問わず, 当該企業の株式等の出資・取得・保有および売却・譲渡, ストックオプションの権利譲受, もしくは, 役員報酬, 特許権使用料等) が 1 企業あたり年間 100 万円以上あった場合 (ただし, 投資信託, もしくは当該個人によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く)
- (4) 上記 1)~3) のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合
 - ・該当しない場合: 「の定める利益相反に関する開示事項はありません」と論文の末尾に記載する
 - ・該当する場合: 「の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します, (〇〇企業から〇〇円)」などと論文の末尾に記載する
 - ・開示申告書 (別紙) の著者署名の欄に全員が署名し, 上記に該当する場合は, それぞれの項目に企業名と金額を記入した上で, 投稿時に添付する
 - ・上記申告について違反が認められた場合には, 編集委員会において討議し, 場合によっては掲載を認めない
 - ・共著者が多い場合は開示申告書をコピーして使用する, または個人ごとに開示申告書を作成する

学術集会演題, 機関誌投稿論文, いずれの場合も, 個人収益の場合は, 前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日まで, ただし, 寄付金や企業からの受託等, 産学連携活動に係る研究の場合は, 前年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間でも可とする

10. 問い合わせ先

E-mail address : jsrr-editorial@md.tsukuba.ac.jp

11. この規定を改正する場合は, 理事会の議を経なければならない。